

水銀による環境の汚染の防止に関する法律Q & A

本Q & Aで用いる関係法令の略称は、以下のとおりです。

- 条約：水銀に関する水俣条約（平成 25 年 10 月 10 日 熊本において採択）
- 法：水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号）
- 令：水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（平成 27 年政令第 378 号）
- 特定製品省令：特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令（平成 27 年厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第 1 号）
- 新用途製品命令：新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成 27 年内閣府・総務省・財務省・文科省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 2 号）
- 貯蔵省令：水銀等の貯蔵に関する省令（平成 27 年総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 1 号）
- 管理命令：水銀含有再生資源の管理に関する命令（平成 27 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 3 号）
- 貯蔵の指針：水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針（平成 27 年総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省告示第 1 号）
- 管理の指針：水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針（平成 27 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省告示 1 号）

<<目次>>

- 水銀等について 6
- Q. 「水銀等」とは何を指しているのでしょうか。
- 水銀使用製品について 6
- Q. 水銀等が不純物として微量に含まれている製品は「水銀使用製品」に該当するのでしょうか。
- Q. 水銀等そのものは「水銀使用製品」には該当しないのでしょうか。
- 特定水銀使用製品に係る規制について 7
- ◆特定水銀使用製品とその製造禁止について 7
- Q. 特定水銀使用製品である一般照明用の高圧水銀ランプ（HPMV）には、メタルハライドランプや高圧ナトリウムランプは含まれるのでしょうか。
- Q. 「電子ディスプレイ」とは何を指しているのでしょうか。
- Q. 一般照明用の蛍光ランプは、平成30年以降、全て利用できなくなるのでしょうか。
- ◆特定水銀使用製品の製造許可申請について 7
- Q. 特定水銀使用製品を製造しようとする場合、どのような手続が必要でしょうか。
- Q. 特定水銀使用製品の「種類ごとに」とは何を指しているのでしょうか。
- Q. 製造許可申請書の記載項目に「型式」がありますが、型式がないものについては、どうすればよいのでしょうか。
- Q. 「条約で認められた用途」とは何を指しているのでしょうか。
- Q. 許可申請の結果はいつ頃わかりますか。
- Q. 修理は「製造」に該当するのでしょうか。
- Q. 他社が製造する数量の一部について、他社から委託して製造する場合について、「特定水銀使用製品を製造しようとする者」に該当するのでしょうか。
- Q. 変更の許可を受けた場合、元の製造の許可はどうなりますか。
- Q. 相続又はその同意を証明する者は、誰でもよいのでしょうか。相続人自らが証明してもよいのでしょうか。
- ◆特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いることの禁止について … 9
- Q. 特定水銀使用製品を補修・修理に使用する場合は「特定水銀使用製品を部品として用いた他の製品の製造」に該当しないのでしょうか。
- Q. 自社製品の付属品として特定水銀使用製品に該当するボタン電池を同梱する場合は「特定水銀使用製品を部品として用いた他の製品の製造」には該当しないのでしょうか。
- Q. 特定水銀使用製品である防腐剤を他の液剤に混合する場合は「特定水銀使用製品を部品として用いた他の製品の製造」には該当しないのでしょうか。
- ◆規制開始日前に製造又は輸入された特定水銀使用製品を規制開始日以降に部品として他の製品の製造に用いるために必要な用途適合承認申請について 11
- Q. 法附則第3条の承認を申請したいのですが、どのような手続が必要なのでしょうか。
- Q. 特定水銀使用製品が部品として用いられ、かつ、当該部品をいずれ交換修理することを想定している製品であって、その特定水銀使用製品としての規制開始日以前から使用しているものについて、当該規制開始日以降に実際にその部品を交換修理することとな

った場合には、法附則第3条の承認を受ける必要があるのでしょうか。

- Q. 当社（B社）はA社が製造する特定水銀使用製品を、購入し、在庫として保有しています。これを特定水銀使用製品としての規制開始日以降に部品として他の製品の製造に用いる場合、当該特定水銀使用製品に係る承認の申請は、いずれの社が行うべきでしょうか。

◆規制開始日が平成30年1月1日である特定水銀使用製品の例：冷陰極蛍光ランプ又は外部電極蛍光ランプを部品として他の製品の製造に用いる事案について … 12

- Q. 年式の古い自動車に組み込まれたカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類が故障し、その交換修理のために、特定水銀使用製品に該当する冷陰極蛍光ランプ（CCFL）又は外部電極蛍光ランプ（EEFL）を部品として用いてカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類を製造しようとする場合、どのような手続が必要でしょうか。

- Q. 【組込製品の在庫の扱い】 特定水銀使用製品に該当する冷陰極蛍光ランプ（CCFL）又は外部電極蛍光ランプ（EEFL）を特定水銀使用製品としての規制開始日（平成30年1月1日）の前に部品として用いてカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類を製造し在庫として保有しています。これを用いて、当該規制開始日以降に、年式の古い自動車の故障したカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類を交換修理しようとする場合、どのような手続が必要でしょうか。

- Q. 【組込製品の輸入の扱い】 年式の古い自動車に組み込まれたカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類が故障し、その交換修理のために、特定水銀使用製品に該当する冷陰極蛍光ランプ（CCFL）又は外部電極蛍光ランプ（EEFL）が組み込まれたカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類を特定水銀使用製品としての規制開始日（平成30年1月1日）以降に輸入しようとする場合、どのような手続が必要でしょうか。

- Q. 【複数社にわたる工程の扱い】 年式の古い自動車に組み込まれたカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類が故障し、その交換修理のために、特定水銀使用製品としての規制開始日（平成30年1月1日）より前にA社が製造又は輸入した特定水銀使用製品に該当する冷陰極蛍光ランプ（CCFL）に対し、当該規制開始日以降にB社がコネクタを付け、これをC社がカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類にバックライトとして組み込み、そのカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類を最終的にD社が自動車に組み込もうとする場合、当該特定水銀使用製品（CCFL）に係る法附則第3条の用途適合承認の申請は、いずれの社が行うべきでしょうか。

- Q. 【複数社にわたる工程での在庫の扱い】 上記のQ. の事案において、今後の交換修理に備えて、規制開始日以降に例えばC社がカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類をあらかじめ製造し在庫として保有しようとする場合、どのような手続が必要でしょうか。

◆規制開始日が平成32年12月31日である特定水銀使用製品の例：水銀スイッチ又は水銀リレーを部品として他の製品の製造に用いる事案について …… 15

- Q. 水銀リレーを部品として用いて半導体検査装置を製造する場合、どのような手続が必要でしょうか。
- Q. 水銀スイッチを部品として用いて水銀リレーを製造する場合、どのような手続が必要でしょうか。

■新用途水銀使用製品に係る規制について …… 16

- Q. めっきに使用する硫酸第二水銀は「既存の用途に利用する水銀使用製品」に該当しな

いでしょうか。

- Q. 「既存の用途に利用する水銀使用製品」として定められている「ひずみゲージ式センサ」とは具体的にはどのようなものでしょうか。
- Q. 研究として、水銀等を含有した新素材を作成することや水銀を用いて化学合成を行うことは、規制されますか。
- Q. 新用途水銀使用製品に係る規制により、これまで使用してきた用途に水銀を用いることはできなくなるのでしょうか。
- Q. 新用途水銀使用製品の製造又は販売はできないのでしょうか。
- Q. 新用途水銀使用製品を製造・販売する場合、どのような手続が必要ですか。
- Q. 「新用途水銀製品の利用による人の健康の保護又は生活環境の保全への影響」とはどのような情報ですか。寄与等を指しているのでしょうか。
- Q. 「寄与等（人の健康の保護及び生活環境の保全への寄与、人の健康への悪影響及び生活環境への負荷）」とは何を指しているのでしょうか。
- Q. 製造・販売の「一定の期間」とは、どのくらいの期間とすればよいのでしょうか。
- Q. どのような「複数案」を設定すればよいのでしょうか。
- Q. 「総合的な評価」とは、どのように行うのですか。
- Q. 専門家の助言を受ける必要があるのはどのような場合ですか。

■水銀等の貯蔵・水銀含有再生資源の管理について 20

- Q. 水銀等の貯蔵に関する報告や水銀含有再生資源の管理に関する報告における「年度」は事業年度ですか。
- Q. 法の施行初年度においても、施行日の属する年度のすべての期間（4月1日から翌年3月31日まで）が報告対象期間となるのでしょうか。
- Q. 「事業所」の範囲はどのように判断すればよいのでしょうか。
- Q. 事業所ごとに作成する報告書について、提出も事業所ごとに行う必要があるのでしょうか。
- Q. 報告書の記載方法や提出先を教えてください。

■水銀等の貯蔵について 21

- Q. 「辰砂」とは何を指しているのでしょうか。
- Q. 水銀血圧計などの水銀等が封入された製品を所持していることは「水銀等の貯蔵」に当たりますか。また、水銀等が封入された製品が破損した際、中身の水銀を廃棄するために一時的に保管することは「水銀等の貯蔵」に当たりますか。
- Q. 事業所の敷地内で水銀等を移動させる場合、どのような措置をとればよいのでしょうか。
- Q. ある事業所と他の事業所の間で水銀等を単に運搬する場合、貯蔵の指針に基づく措置をとる必要はありますか。また、一度に30 kg以上運搬する場合、貯蔵に関する報告は必要ですか。
- Q. 運搬に伴い、積替え等により水銀等を一時的に保管する場合、貯蔵の指針に基づく措置をとる必要はありますか。また、一度に30 kg以上保管する場合、貯蔵に関する報告は必要ですか。
- Q. 表示が必要な「水銀等の名称」とは何を指しているのでしょうか。
- Q. 容器などへの「表示」はどのような方法で行えばよいのでしょうか。また、容器に入れた上で包装する場合、容器と包装のどちらに表示すればよいのでしょうか。
- Q. 他者に貯蔵を委託する際の情報提供は、どのような情報についてどのような方法で行

えばよいのでしょうか。

Q. 飛散・流出してしまった場合はどのように対応すればよいのでしょうか。

Q. 「その他水銀等の環境上適正な貯蔵のために実施した取組」とは何を指しているのでしょうか。

Q. 年度内に貯蔵した水銀等の量はどのような場合に 30 kgに達したことになり、報告が必要になるのですか。

Q. ポロシメータでの分析のために水銀を所持していますが、これは水銀等の貯蔵に当たりますか。

Q. 報告対象年度中に、水銀等が使用されないまま廃棄物となったが、年度末時点で事業所外に搬出されていない場合の報告は、どのように行えばよいのでしょうか。

■水銀含有再生資源の管理について

..... 24

Q. 「水銀含有再生資源」への該当性はどのように判断すればよいのでしょうか。

Q. 水銀含有再生資源の要件である特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）第2条第1項第1号イに規定する物（平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号）別表第3第27号に規定される「重量パーセント」はどのように考えればよいのでしょうか。例えば、水銀スイッチが組み込まれている工作機械の場合、当該工作機械の重量に対する割合となるのでしょうか、水銀スイッチの重量に対する割合となるのでしょうか。

Q. 使用中の水銀使用製品を使用後にリサイクルしようと考えている場合、その水銀使用製品は「水銀含有再生資源」に該当しますか。

Q. 保管等を他者に委託する場合、その受託者に係る情報を定期報告書に記載する必要はありますか。

Q. 保管、運搬又は処分作業を委託した場合に、受託者がその一部（全部）を他者に再委託した場合、その再委託を受けた者に係る情報を定期報告書に記載する必要はありますか。また、全部を再委託した場合には、受託者に係る情報は必要ですか。

Q. 事業所の敷地内で水銀含有再生資源を移動させる場合、どのような措置をとればよいのでしょうか。

Q. 運搬に伴い、積替え作業により水銀含有再生資源を一時的に保管する場合や、処分作業に伴い、処分作業の前に水銀含有再生資源を一時的に保管する場合、管理の指針の保管に関する措置をとる必要はありますか。

Q. 飛散し、又は流出しないようにするための措置として、どのような措置が考えられますか。

Q. 容器などへの「表示」はどのような方法で行えばよいのでしょうか。

Q. 保管等を他者に委託（再委託）する場合や譲渡する場合の情報提供は、どのような情報についてどのような方法で行えばよいのでしょうか。

Q. 飛散し、又は流出してしまった場合はどのように対応すればよいのでしょうか。

Q. 「その他水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組」としてどのような取組が考えられますか。

Q. 「水銀含有再生資源の環境上適正な保管、運搬又は処分作業のために受託者が実施した取組」としてどのような取組が考えられますか。

Q. 水銀含有再生資源である非鉄金属製錬スラッジについて、水銀を回収する作業を精錬会社に委託して、水銀回収後のスラッジを再度引き取る場合、どのように報告すればよいですか。

<<本文>>

■水銀等について

Q.

「水銀等」とは何を指しているのでしょうか。

A.

「水銀等」とは、水銀と水銀化合物を指しており、水銀とは、水銀元素（元素記号 Hg であってゼロ価のもの、CAS（ケミカル・アブストラクツ・サービス）番号 7439-97-6）、水銀の化合物とは、水銀の原子と他の元素の原子からなる物質であって、化学反応のみによって異なる成分に分離することができるものをいいます。

ただし、貯蔵の規制（法第 21 条及び第 22 条）の対象となる「水銀等」は以下のものに限定されており（令第 3 条）、それぞれ他の物と混合している場合には、当該水銀等の含有量が混合物の全重量の 95% 以上の場合に限り対象となります。

- ・水銀（水銀以外の金属との合金に含まれる場合を含む。）
- ・塩化第一水銀
- ・酸化第二水銀
- ・硫酸第二水銀
- ・硝酸第二水銀・硝酸第二水銀水和物（※ 1）
- ・硫化水銀（※ 2）

※ 1 硝酸第二水銀・硝酸第二水銀の水和物については、いずれか一方のみを貯蔵している場合も対象となります。また、他の物と混合している場合は、硝酸第二水銀と硝酸第二水銀水和物の合計の含有量が混合物の全重量の 95% 以上の場合に対象となります。

※ 2 辰砂に含有される硫化水銀については、その含有量に関わらず対象となります。

■水銀使用製品について

Q.

水銀等が不純物として微量に含まれている製品は「水銀使用製品」に該当するのでしょうか。

A.

「水銀使用製品」とは、水銀等が特定の目的のために意図的に使用されている製品をいいます。不純物として微量の水銀等が含有されていたとしても、非意図的であれば「水銀使用製品」には該当しません。

Q.

水銀等そのものは「水銀使用製品」には該当しないのでしょうか。

A.

水銀等そのもの（製造過程等において生じる不純物を含有しているものを含む。）は「水銀使用製品」に該当しません。ただし、特定の目的のために希釈、混合等、一定の加工を施されている水銀等の製剤は該当します。

■特定水銀使用製品に係る規制について

◆特定水銀使用製品とその製造禁止について

Q.

特定水銀使用製品である一般照明用の高圧水銀ランプ（HPMV）には、メタルハライドランプや高圧ナトリウムランプは含まれるのでしょうか。

A.

特定水銀使用製品として規定された蛍光ランプ以外のランプでは、高圧水銀ランプであって一般照明用（道路、公園、競技場等の照明用）のものが規制対象となり、これに該当しないメタルハライドランプや高圧ナトリウムランプは規制対象にはなりません。

Q.

「電子ディスプレイ」とは何を指しているのでしょうか。

A.

「電子ディスプレイ」とは、テレビジョン受信機、電子機器（デジタルカメラ、カーナビゲーションシステム等）の表示部、産業用機械の制御盤における表示部等を指すと考えられます。蛍光ランプやディスプレイ装置の製造事業者の間では、「図形・文字・画像等を表示する、表示部が電子部品で構成された表示装置」を意味する用語として一般的に用いられています。パソコンのモニタ等の独立して売買の対象となる製品そのものに限られず、工作機械の制御盤の表示部等の、他の製品の一部も含まれます。

Q.

一般照明用の蛍光ランプは、平成 30 年以降、全て利用できなくなるのでしょうか。

A.

一般照明用のランプのうち、特定水銀使用製品に該当するものについては、特定水銀使用製品としての規制開始日（平成 30 年 1 月 1 日又は平成 32 年 12 月 31 日）以降、法及び外国為替及び外国貿易法に基づき、その製造・輸出入が原則として禁止されます。当該規制は、製造・輸出入を禁止するものであり、当該特定水銀使用製品の継続使用、当該規制開始日前に製造又は輸入された特定水銀使用製品を修理・交換のために使用すること（例：特定水銀使用製品である高圧水銀ランプを用いて、既に街路に設置されている街灯のランプを交換するような場合）及びその販売を禁止するものではありません。

◆特定水銀使用製品の製造許可申請について

Q.

特定水銀使用製品を製造しようとする場合、どのような手続が必要でしょうか。

A.

特定水銀使用製品をその規制開始日以降に製造しようとする場合は、所要の書類を当該特定水銀使用製品の製造に係る事業を所管する省庁に提出し、大臣の許可を受ける必要があります。提出された書類から、条約で認められた用途のために製造されることが確実であると認められなければ、許可を受けることはできません（法第 6 条、特定製品省令第 2 条）。

詳細については、「経済産業大臣を主務大臣とする特定水銀使用製品の規制に関する運用の手引き」を御確認の上、事業所管省庁に御相談ください。

Q.

特定水銀使用製品の「種類ごとに」とは何を指しているのでしょうか。

A.

「種類ごとに」とは、製造しようとする特定水銀使用製品の許可申請の単位であり、種類とは、社会通念上、構造、性質、目的等が共通すると認められる分類のことをいいます。したがって、令第1条では同じ品目の特定水銀使用製品に該当する場合であっても、製品の構造、性質、目的等が異なる製品であると客観的に認められる場合は、異なる種類の特定水銀使用製品として取り扱います。

一方、名称や型式（型番）等が異なっても、構造、性質、目的等に本質的な差異がない製品（例：色違いの製品等）については、同じ種類の製品として取り扱います。なお、法第6条第1項の許可は特定水銀使用製品の種類ごとに受けることとしているため、許可を受けた製品とは異なる種類の特定水銀使用製品を製造しようとする場合には、改めて同項の許可を受ける必要があります。

Q.

製造許可申請書の記載項目に「型式」がありますが、型式がないものについては、どうすればよいのでしょうか。

A.

型式がないものについては、空欄で構いません。

Q.

「条約で認められた用途」とは何を指しているのでしょうか。

A.

条約附属書Aの柱書きの(a)～(e)に掲げられている製品（以下参照）及び同附属書A第I部に掲げられている製品について個別に規制対象外として規定されている用途を指しています。詳細は、条約の規定を御確認ください。

https://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XXVII-17&chapter=27&lang=en … 条約正文

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000070111.pdf> … 条約正文に対する日本語訳

- (a) 市民の保護及び軍事的用途に不可欠な製品
- (b) 研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品
- (c) 水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合におけるスイッチ及び継電器、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（CCFL）及び外部電極蛍光ランプ（EEFL）並びに計測器
- (d) 伝統的な慣行又は宗教上の実践において使用される製品
- (e) 保存剤としてのチメロサルを含むワクチン

Q.

許可申請の結果はいつ頃わかりますか。

A.

各府省庁は、申請を受けてから結論を出すまでに通常の場合必要とする標準的な期間（標準処理期間）を定めるよう努めることになっています。

詳細は、申請書を提出した事業所管省庁にお尋ねください。

なお、準備行為期間における申請に係る審査結果通知は、許可を受けようとする特定水

銀使用製品の製造禁止の規制開始日以降となります。

標準処理期間は、あくまで申請の処理にかかる期間の「めやす」を定めたものなので、必ず標準処理期間内に申請に係る審査結果通知が到達するとは限りません。また、期間を経過したからといって直ちに当該事業所管省庁が違法を問われるものでもありません。さらに、不備な申請を補正するための期間は、標準処理期間に含まれません。

Q.

「修理」は「製造」に該当するでしょうか。

A.

「製造」とは、ある物品を新たに作り出すことをいいます。ある物品に一定の工作を加えても、その物品の本質に変更がなく、社会通念上、新たな物品ということができない場合は、製造には該当しません（例：修理、包装、塗装等）。

Q.

他社が製造する数量の一部について、他社から委託して製造する場合について、「特定水銀使用製品を製造しようとする者」に該当するでしょうか。

A.

「特定水銀使用製品を製造しようとする者」とは、規制対象となる製品を実際に製造しようとする者をいいます。したがって、ある企業Aが法第6条第1項の特定水銀使用製品の製造の許可を受け、その製造数量の一部を企業Bに委託して製造する場合は、企業Bも当該特定水銀使用製品の製造の許可を受ける必要があります。

Q.

変更の許可を受けた場合、元の製造の許可はどうなりますか。

A.

審査により変更の許可の基準を満たしていると認める場合は、主務大臣は、法第9条第1項に基づいて用途の変更を許可する旨の文書を申請者に交付します。法第6条第1項に基づく元の製造の許可は、変更後の用途についてのみ効力をもつこととなります。

Q.

相続又はその同意を証明する者は、誰でもよいのでしょうか。相続人自らが証明してもよいのでしょうか。

A.

「証明する者」は、民法上の各種「証人」と同様に、ある事実が確かであるかどうかを証拠立てていただける未成年ではない第三者になります。

なお、誰が証明者として適当であるかは、相続人と証明者との個人的関係によるところが大きいため、特に特定はしていません。

◆特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いることの禁止について

Q.

特定水銀使用製品を他の製品の修理・交換のために部品として使用する場合は「特定水銀使用製品を部品として用いた他の製品の製造」に該当しないでしょうか。

A.

修理・交換等、ある物品に一定の工作を加えても、その物品の本質に変更がなく、社会

通念上、新たな物品ということができない場合は、「特定水銀使用製品を部品として用いた他の製品の製造」には該当しません。

Q.

自社製品の付属品として特定水銀使用製品に該当するボタン電池を同梱する場合は「特定水銀使用製品を部品として用いた他の製品の製造」には該当しないでしょうか。

A.

本体製品の製造の一連の作業として、本体製品にその機能の発揮に必要な部品として、特定水銀使用製品（一定の水銀を含有する電池等）を梱包して添える行為に関しては、当該一連の作業で特定水銀使用製品を部品として用いて本質的に新たな物品を作り出していることとなるため、「特定水銀使用製品を部品として用いた他の製品の製造」に該当します。

他方、製造の一連の過程ではない（本体製品の製造者とは別の販売者が、本体製品と特定水銀使用製品を梱包する等）場合には、本質的に新たな物品を作り出しているわけではないため、製造には該当せず、「特定水銀使用製品を部品として用いた他の製品の製造」には該当しません。

判断に迷う場合には、事業所管省庁に御相談ください。

Q.

特定水銀使用製品である防腐剤を他の液剤に混合する場合は「特定水銀使用製品を部品として用いた他の製品の製造」には該当しないでしょうか。

A.

特定水銀使用製品（「化粧品」、「動植物又はウィルスの防除に用いられる薬剤」）を他の液体製品に混合することは、当該特定水銀使用製品の部品としての使用には該当しません。

なお、混合して製造しようとする製品が、特定水銀使用製品に該当する場合には、当該製造事業を所管する大臣の許可を受ける必要があります（法第6条、特定製品省令第2条）。

◆規制開始日前に製造又は輸入された特定水銀使用製品を規制開始日以降に部品として他の製品の製造に用いるために必要な用途適合承認申請について

Q.

法附則第3条の承認を申請したいのですが、どのような手続が必要なのでしょうか。

A.

特定水銀使用製品としての規制開始日の前に製造又は輸入された特定水銀使用製品を当該規制開始日以降に部品として他の製品の製造に用いる場合は、所要の書類を当該特定水銀使用製品の製造に係る事業を所管する省庁に提出し、条約で認められた用途に適合するものとして大臣の承認を受ける必要があります。

詳細については、「経済産業大臣を主務大臣とする特定水銀使用製品の規制に関する運用の手引き」を御確認の上、事業所管省庁に御相談ください。

Q.

特定水銀使用製品が部品として用いられ、かつ、当該部品をいずれ交換修理することを想定している製品であって、その特定水銀使用製品としての規制開始日以前から使用しているものについて、当該規制開始日以降に実際にその部品を交換修理することとなった場合には、法附則第3条の承認を受ける必要があるのでしょうか。

A.

修理・交換等、ある物品に一定の工作を加えても、その物品の本質に変更がなく、社会通念上、新たな物品ということができない場合は、特定水銀使用製品を部品として用いた他の製品の製造には該当しません。この場合、当該特定水銀使用製品に係る承認を受ける必要はありません。

Q.

当社（B社）はA社が製造する特定水銀使用製品を、購入し、在庫として保有しています。これを特定水銀使用製品としての規制開始日以降に部品として他の製品の製造に用いる場合、当該特定水銀使用製品に係る承認の申請は、いずれの社が行うべきでしょうか。

A.

A社、B社のどちらでも構いません。

なお、A社が申請する場合は、B社から、当該特定水銀使用製品が申請に係る用途で用いられることが確実であることを確認できる書面を、また、B社が申請する場合は、A社から、当該特定水銀使用製品の製造又は輸入の時期を証する書面を、あらかじめ入手する必要があります。

詳細については、「経済産業大臣を主務大臣とする特定水銀使用製品の規制に関する運用の手引き」を御確認の上、事業所管省庁に御相談ください。

◆規制開始日が平成 30 年 1 月 1 日である特定水銀使用製品の例：冷陰極蛍光ランプ又は外部電極蛍光ランプを部品として他の製品の製造に用いる事案について

Q.

年式の古い自動車に組み込まれたカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類が故障し、その交換修理のために、特定水銀使用製品に該当する冷陰極蛍光ランプ（CCFL）又は外部電極蛍光ランプ（EEFL）を部品として用いてカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類を製造しようとする場合、どのような手続が必要でしょうか。

A.

①特定水銀使用製品（CCFL 又は EEFL）をその規制開始日（平成 30 年 1 月 1 日）以降に製造又は輸入し、これを部品としてカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類の製造に用いる場合

法第 6 条第 1 項の許可を受けて製造された特定水銀使用製品又は外国為替及び外国貿易法（外為法）第 52 条の承認を受けて輸入された特定水銀使用製品であって、当該許可又は承認に係る用途に用いられる場合でなければ、それを部品として他の製品の製造に用いてはならないこととされています（法第 12 条）。

✓ 特定水銀使用製品（CCFL 又は EEFL）をその規制開始日（平成 30 年 1 月 1 日）以降に製造しようとする場合は、所要の書類を当該特定水銀使用製品の製造に係る事業を所管する省庁（この CCFL 又は EEFL の事案では経済産業省）に提出し、大臣の許可を受ける必要があります。提出された書類から、条約で認められた用途のために製造されることが確実であると認められなければ、許可を受けることはできません（法第 6 条、特定製品省令第 2 条）。

✓ 特定水銀使用製品（CCFL 又は EEFL）をその規制開始日（平成 30 年 1 月 1 日）以降に輸入しようとする場合は、所要の書類を経済産業省に提出し、大臣の承認を受ける必要があります。提出された書類から、条約で認められた用途のために輸入されることが確実であると認められなければ、承認を受けることはできません（外為法第 52 条、特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について※）。

※

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/08_minamata/download/20151111_tsutatsu_yunyu_suiginshiyoseihin.pdf

②既に製造又は輸入された特定水銀使用製品（CCFL 又は EEFL）を部品としてカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類の製造に用いる場合

「製造」とは、ある物品を新たに作り出すことをいいます。ある物品に一定の工作を加えても、その物品の本質に変更がなく、社会通念上、新たな物品ということができない場合は、製造には該当しません（例：修理、包装、塗装等）。

この事案では、自動車の修理のために新たな物品（カーナビ等の画像表示装置や電子式計器類）が作り出されていますので、製造に該当します。

特定水銀使用製品（CCFL 又は EEFL）をその規制開始日（平成 30 年 1 月 1 日）より前に製造又は輸入し、当該規制開始日以降に部品としてカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類の製造に用いる場合は、所要の書類を当該特定水銀使用製品の製造に係る事業を所管する省庁（このカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類の事案では経済産業省）に提出し、条約で認められた用途に適合することについて、大臣の承認を受ける必要があります（法第 12 条、法附則第 3 条）。

なお、②の事案において、特定水銀使用製品の種類が同じ（問い「特定水銀使用製品の

「種類ごとに」とは何を指しているのでしょうか」を参照)であれば、例えば、複数年にわたってこれを他の製品の製造に用いる場合も、一件の用途適合承認申請とすることができます。構造、性質、目的等に本質的な差異がない CCFL 又は EEFL については、同じ種類の特定水銀使用製品として扱いますので、将来的に継続してカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類への組み込みが見込まれている場合、一件として申請することが可能です。承認申請手続の詳細については、経済産業省の担当者に御相談ください。

Q.

【組込製品の在庫の扱い】特定水銀使用製品に該当する冷陰極蛍光ランプ (CCFL) 又は外部電極蛍光ランプ (EEFL) を特定水銀使用製品としての規制開始日 (平成 30 年 1 月 1 日) の前に部品として用いてカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類を製造し在庫として保有しています。これを用いて、当該規制開始日以降に、年式の古い自動車の故障したカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類を交換修理しようとする場合、どのような手続が必要でしょうか。

A.

特定水銀使用製品 (CCFL 又は EEFL) を組み込んだカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類は、「特定水銀使用製品」に該当しませんので、これを用いた交換修理に関し、法に基づく必要な手続はありません。

Q.

【組込製品の輸入の扱い】年式の古い自動車に組み込まれたカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類が故障し、その交換修理のために、特定水銀使用製品に該当する冷陰極蛍光ランプ (CCFL) 又は外部電極蛍光ランプ (EEFL) が組み込まれたカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類を特定水銀使用製品としての規制開始日 (平成 30 年 1 月 1 日) 以降に輸入しようとする場合、どのような手続が必要でしょうか。

A.

特定水銀使用製品 (CCFL 又は EEFL) を部品として組み込んだカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類を輸入しようとする場合は、所要の書類を経済産業省に提出し、大臣の承認を受ける必要があります。提出された書類から、条約で認められた用途のために輸入されることが確実であると認められなければ、承認を受けることはできません (外為法第 52 条、特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について※)。

※

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/08_minamata/download/20151111_tsutatsu_yunyu_suiginshiyoseihin.pdf

Q.

【複数社にわたる工程の扱い】年式の古い自動車に組み込まれたカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類が故障し、その交換修理のために、特定水銀使用製品としての規制開始日 (平成 30 年 1 月 1 日) より前に A 社が製造又は輸入した特定水銀使用製品に該当する冷陰極蛍光ランプ (CCFL) に対し、当該規制開始日以降に B 社がコネクタを付け、これを C 社がカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類にバックライトとして組み込み、そのカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類を最終的に D 社が自動車に組み込もうとする場合、当該特定水銀使用製品 (CCFL) に係る法附則第 3 条の用途適合承認の申請は、いずれの社が行うべきでしょうか。

A.

特定水銀使用製品（CCFL）をその規制開始日（平成 30 年 1 月 1 日）より前に製造又は輸入し、それを当該規制開始日以降に部品として他の製品の製造に用いる場合は、その使用が条約で認められた用途に適合するものとして当該特定水銀使用製品の製造又は輸入に係る主務大臣である経済産業大臣の承認を受ける必要があります（法附則第 3 条）。

交換修理に用いるカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類が、特定水銀使用製品（CCFL）を部品として、一連の多段階の工程を経て製造される場合、途中段階では条約で認められた用途であるかどうかの判断はできないため、D 社による最終的な交換修理の段階で判断をすることになります。

D 社による最終的な交換修理に係る法附則第 3 条に基づく用途適合承認申請を行うのは、A 社、B 社、C 社、D 社のいずれでも構いません。ただし、申請の前提として、受け渡される特定水銀使用製品及びその最終用途についての情報を、全ての当事者で共有しておくことが推奨されます。なお、A 社、B 社及び C 社は、販売者としての申請となり、D 社は、条約で認められた用途に用いる者としての申請となり、それぞれ申請書に添付すべき書類が異なりますので、詳細については、「経済産業大臣を主務大臣とする特定水銀使用製品の規制に関する運用の手引き」を御確認ください。一般的には、自ら最終的な交換修理に当たる D 社が申請を行う場合が申請書に添付すべき書類の数が最も少なくなります。

Q.

【複数社にわたる工程での在庫の扱い】上記の Q. の事案において、今後の交換修理に備えて、規制開始日以降に例えば C 社がカーナビ等の画像表示装置や電子式計器類をあらかじめ製造し在庫として保有しようとする場合、どのような手続が必要でしょうか。

A.

最終的に条約で認められた用途に用いられることが確実にあることが確認できれば、主務大臣として法附則第 3 条に基づく承認をすることができます。

よって、個別具体の交換修理の必要が生じる前であっても、A 社、B 社、C 社、D 社のいずれかの社が用途適合承認申請をし、経済産業大臣の承認を得られれば、任意の時期に任意の途中工程まで進めておくことができます。

◆規制開始日が平成 32 年 12 月 31 日である特定水銀使用製品の例：水銀スイッチ又は水銀リレーを部品として他の製品の製造に用いる事案について

Q.

水銀リレーを部品として用いて半導体検査装置を製造する場合、どのような手続が必要でしょうか。

A.

①水銀リレーを特定水銀使用製品としての規制開始日（平成 32 年 12 月 31 日）以降に製造又は輸入し、これを部品として半導体検査装置の製造に用いる場合

法第 6 条第 1 項の許可を受けて製造された特定水銀使用製品又は外国為替及び外国貿易法（外為法）第 52 条の承認を受けて輸入された特定水銀使用製品であって、当該許可又は承認に係る用途に用いられる場合でなければ、それを部品として他の製品の製造に用いてはならないこととされています（法第 12 条）。

✓ 特定水銀使用製品（水銀リレー）をその規制開始日（平成 32 年 12 月 31 日）以降に製造しようとする場合は、所要の書類を当該特定水銀使用製品の製造に係る事業を所管する省庁（この水銀リレーの事案では経済産業省）に提出し、大臣の許可を受ける必要があります。提出された書類から、条約で認められた用途のために製造されることが確実であると認められなければ、許可を受けることはできません（法第 6 条、特定製品省令第 2 条）。

✓ 特定水銀使用製品（水銀リレー）をその規制開始日（平成 32 年 12 月 31 日）以降に輸入しようとする場合は、所要の書類を経済産業省に提出し、大臣の承認を受ける必要があります。提出された書類から、条約で認められた用途のために輸入されることが確実であると認められなければ、承認を受けることはできません（外為法第 52 条、特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について※）。

※

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/08_minamata/download/20151111_tsutatsu_yunyu_suiginshiyoseihin.pdf

②法第 12 条の施行日（平成 30 年 1 月 1 日）より前に製造又は輸入された水銀リレーを部品として、特定水銀使用製品としての規制開始日（平成 32 年 12 月 31 日）以降に半導体検査装置の製造に用いる場合

所要の書類を当該特定水銀使用製品の製造に係る事業を所管する省庁（この水銀リレーの事案では経済産業省）に提出し、条約で認められた用途に適合することについて、大臣の承認を受ける必要があります（法第 12 条、法附則第 3 条）。

③平成 30 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 30 日の間に製造又は輸入された水銀リレーを部品として、特定水銀使用製品としての規制開始日（平成 32 年 12 月 31 日）以降に半導体検査装置の製造に用いる場合

所要の書類を当該特定水銀使用製品の製造に係る事業を所管する省庁（この水銀リレーの事案では経済産業省）に提出し、条約で認められた用途に適合することについて、大臣の承認を受ける必要があります（法第 12 条、令附則第 4 条）。上記②の場合とは根拠法令・条項が異なります。

Q.

水銀スイッチを部品として用いて水銀リレーを製造する場合、どのような手続が必要でしょうか。

①水銀スイッチを特定水銀使用製品としての規制開始日（平成 32 年 12 月 31 日）以降に製造又は輸入し、これを部品として水銀リレーの製造に用いる場合

当該水銀スイッチの製造許可又は輸入承認を経済産業大臣から受けるとともに、水銀リレーの製造許可を経済産業大臣から受ける必要があります。ここで、当該水銀スイッチの製造許可又は輸入承認に係る用途は、当該水銀リレーの製造である必要があります（法第 12 条）。

②法第 12 条の施行日（平成 30 年 1 月 1 日）より前に製造又は輸入された水銀スイッチを部品として、特定水銀使用製品としての規制開始日（平成 32 年 12 月 31 日）以降に水銀リレーの製造に用いる場合

所要の書類を当該水銀スイッチの製造に係る事業を所管する経済産業省に提出し、条約で認められた用途に適合することについて、大臣の承認を受ける必要があります（法第 12 条、法附則第 3 条）。それとともに、水銀リレーの製造許可も経済産業大臣から受ける必要があります（法第 6 条）。

③平成 30 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 30 日の間に製造又は輸入された水銀スイッチを部品として、特定水銀使用製品としての規制開始日（平成 32 年 12 月 31 日）以降に水銀リレーの製造に用いる場合

所要の書類を当該水銀スイッチの製造に係る事業を所管する経済産業省に提出し、条約で認められた用途に適合することについて、大臣の承認を受ける必要があります（法第 12 条、令附則第 4 条）。上記②の場合とは根拠法令・条項が異なります。それとともに、水銀リレーの製造許可も経済産業大臣から受ける必要があります（法第 6 条）。

■新用途水銀使用製品に係る規制について

Q.

めっきに使用する硫酸第二水銀は「既存の用途に利用する水銀使用製品」に該当しないでしょうか。

A.

めっきに使用する硫酸第二水銀は、めっきに使用するための希釈、混合等、一定の調製（加工）が加えられていない化学的純品である場合には、不特定多数の用途に使用され得、製品とは解釈されません。したがって、この場合、当該硫酸第二水銀は、新用途水銀使用製品に係る規制の対象とはなりません。

Q.

「既存の用途に利用する水銀使用製品」として定められている「ひずみゲージ式センサ」とは具体的にはどのようなものでしょうか。

A.

「既存の用途に利用する水銀使用製品」として新用途製品命令の別表に定められている「ひずみゲージ式センサ」とは、医療分野において用いられる容積脈波計（ストレインゲージ式プレチスモグラフィ）のセンサ部に当たるもので、水銀を満たした細いシリコーンチューブを四肢に巻き、容積変化を測定します。

【参考文献】

- ・（一社）日本循環器学会：血管機能の非侵襲的評価法に関するガイドライン、循環器病の診断と治療に関するガイドライン 2013、pp. 7（2013）

http://www.j-circ.or.jp/guideline/pdf/JCS2013_yamashina_h.pdf

- ・森下竜一編集：プロスタサイクリンの多様性と今後の展望、メディカルレビュー社、pp.132（2002）
http://procylin.jp/prostacyclin/prostacyclin_132.pdf
- ・水俣条約対応技術的事項検討会：製品製造禁止の水銀含有基準、開始時期について(案)、pp. 17（2015）
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/mercury_meeting2.doc.annex9.pdf

Q.

研究として、水銀等を含有した新素材を作成することや水銀を用いて化学合成を行うことは、規制されますか。

A.

反復継続の意思をもたずに試験研究のために試作品を製造するような場合は、新用途水銀使用製品の製造には当たらないと考えられます。他方、試験研究の目的であっても、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、アセトアルデヒド、クロロエチレン（別名塩化ビニル）、ナトリウムメトキシド、ナトリウムエトキシド、カリウムメトキシド、カリウムエトキシド、又はポリウレタンの製造工程で水銀等を用いることは禁止されています（法第19条）。具体の判断に当たっては事業所管省庁に個別に御相談ください。

Q.

新用途水銀使用製品に係る規制により、これまで使用してきた用途に水銀を用いることはできなくなるのでしょうか。

A.

新用途水銀使用製品は、「既存の用途に利用する水銀使用製品として主務省令で定めるものの以外の水銀使用製品」とされており（法第13条）、新用途製品命令で定められる、既存の用途に利用する水銀使用製品は、新用途水銀使用製品に係る規制の対象とはなりません。

Q.

新用途水銀使用製品の製造又は販売はできないのでしょうか。

A.

当該新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するものである場合でなければ、その製造又は販売は禁止されます（法第13条）。

Q.

新用途水銀使用製品を製造・販売する場合、どのような手続が必要ですか。

A.

製造・販売しようとする新用途水銀使用製品が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するかどうかについて評価し、その評価結果等を当該製品に係る事業を所管する省庁に事業開始の45日前までに届け出る必要があります（法第14条、新用途製品命令第3条及び第4条）。

届出手続の詳細については、事業所管省庁に御相談ください。

Q.

自己評価の際に把握する必要がある「新用途水銀使用製品の利用による人の健康の保護

又は生活環境の保全への影響」とはどのような情報ですか。

A.

新用途水銀製品の利用によってもたらされると考えられる人の健康の保護若しくは生活環境の保全への寄与又は人の健康への悪影響若しくは生活環境への負荷に加え、これらに至らない軽微な影響も含め、具体的に把握し自己評価を行う必要があります。

Q.

評価の対象となる「寄与等（人の健康の保護及び生活環境の保全への寄与、人の健康への悪影響及び生活環境への負荷）」とは何を指しているのでしょうか。

A.

「人の健康の保護及び生活環境の保全への寄与」とは、人の健康への悪影響の防止・抑制、健康の増進、生活環境への負荷の低減、良好な生活環境の維持・復元・創出等をいい、「人の健康への悪影響及び生活環境への負荷」とは、人の健康が損なわれること、生活環境の構成要素の劣化による人の健康・生活環境への被害等をいいます。

なお、自己評価は、新用途水銀使用製品の単位数量当たりの寄与等ではなく、製造等を行う数量全体での寄与等やその可能性について行う必要があります。

Q.

届出の対象となる製造・販売量に係る「一定の期間」とは、どのくらいの期間とすればよいのでしょうか。

A.

新用途水銀使用製品の製造・販売の計画に基づいて設定してください。例えば、年間で100個の新用途水銀使用製品の製造を予定している場合、「一定の期間」は1年とすることが考えられます。

なお、いったん届け出た「一定の期間内に製造等を行う数量」を超える新用途水銀使用製品の製造等を行うことが見込まれる場合は、改めてその数量での評価を行い、速やかに再度届出を行うことが必要になります。

Q.

どのような「複数案」を設定すればよいのでしょうか。

A.

製造・販売しようとする新用途水銀使用製品の性能や一定の期間において製造等を行う数量、使用する水銀等の量について差を設け、製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するかどうか、また、これらが製品の利用による人の健康への悪影響及び生活環境への負荷の観点から妥当かどうかについて適切に評価できる複数案を設定する必要があります。その際、当該複数案は、実現可能なものとしてください。例えば、ある案を実施しようとする、新用途水銀使用製品の製造等を自ら行うことができないような場合は、その案は実現可能とはいえません。

また、当該複数案には、現状趨勢（BAU：Business As Usual）又は新用途水銀使用製品の製造等を行わずにその製品の目的が達成可能な案（例：既存の水銀使用製品の製造等を行う案）を可能な限り含めてください。含めない場合は、その理由について届出書への記載が必要となります。

Q.

「総合的な評価」とは、どのように行うのですか。

A.

複数案を設定し、それぞれの案について人の健康の保護・生活環境の保全への寄与と人の健康への悪影響・生活環境への負荷の双方について調査・分析・整理・比較した上で、複数案の間でこれらと比較することにより評価します。単に、ある評価項目について寄与が認められることをもって総合的な評価とすることはできません。

Q.

専門家の助言を受ける必要があるのはどのような場合ですか。

A.

評価に必要な情報を既存資料から収集することが困難な場合や、収集した情報の妥当性・重要性、又は定量的な調査・分析の方法等について知見が必要な場合は、専門家等の助言を受けてください。

■水銀等の貯蔵・水銀含有再生資源の管理について

Q.

水銀等の貯蔵に関する報告や水銀含有再生資源の管理に関する報告における「年度」は事業年度と考えてよいのでしょうか。

A.

「年度」とは、毎年4月1日～翌年3月31日までを意味しています（貯蔵省令第2条及び管理命令第2条）。必ずしも事業年度とは限りません。

Q.

法の施行初年度においても、施行日の属する年度の全ての期間（4月1日から翌年3月31日まで）が報告対象期間となるのでしょうか。

A.

法の施行初年度においては、法の施行日（条約の発効日）から当該施行日の属する年度の年度末（3月31日）までが報告対象期間となりますので、施行初年度分の報告に当たっては、年度当初に水銀等を貯蔵していた量は施行日時点に貯蔵していた量、年度当初に水銀含有再生資源を管理していた量は施行日時点に管理していた量としてそれぞれ報告書を作成してください。

Q.

「事業所」の範囲はどのように判断すればよいのでしょうか。

A.

水銀等の貯蔵や水銀含有再生資源の管理に係る事業活動が行われている一単位の場所をいい、原則として、単一の運営主体のもとで、同一の又は隣接する敷地内において継続的に事業活動を行っているものを指します。（ただし、同一の又は隣接する敷地内にない場合も、道路や河川等を隔てて近接しており、かつ、水銀等の貯蔵や水銀含有再生資源の管理が一体として行われている場合は、一事業所と取り扱って差し支えありません。）例えば、大学については、通常、一キャンパスを事業所の単位とすることとなります。

Q.

事業所ごとに作成する報告書について、提出も事業所ごとに行う必要があるのでしょうか。

A.

報告書については事業所ごとに作成する必要がありますが、その提出に当たっては、例えば本社の管理部門において取りまとめて、一括して事業所管省庁に提出することは差し支えありません。

Q.

報告書の具体的な記載方法や提出先を教えてください。

A. 報告書の様式中の「備考」に従って記載いただき、事業所管省庁に提出してください。詳細については、「水銀等の貯蔵に関するガイドライン」・「水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン」を御参照ください。

■水銀等の貯蔵について

Q.

「辰砂」とは何を指しているのでしょうか。

A.

令第3条第6号の硫化水銀の規定において、「辰砂」は鉱物の名称として用いており、辰砂鉱石を指しています。

Q.

水銀血圧計などの水銀等が封入された製品を所持していることは「水銀等の貯蔵」に当たりますか。また、水銀等が封入された製品が破損した際、中身の水銀を廃棄のために一時的に保管することは「水銀等の貯蔵」に当たりますか。

A.

「水銀等の貯蔵」とは、水銀等そのものを現に所持し、販売や製品の製造、試験研究等のために取っておくこと又はためておくことを指しているため、水銀等が封入された製品を所持していることは、これに該当しません。また、水銀等が封入された製品が破損した際、中身の水銀を廃棄のために一時的に保管することも水銀等の貯蔵には該当しませんが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)にのっとり適正に処理する必要があります。

Q.

事業所の敷地内で水銀等を移動させる場合、どのような措置をとればよいのでしょうか。

A.

貯蔵の指針に基づき、水銀等が飛散し、又は流出するおそれのない容器又は包装のまま移動させてください。

Q.

ある事業所と他の事業所の間で水銀等の運搬のみを行う場合、貯蔵の指針に基づく措置をとる必要はありますか。また、ある事業所と他の事業所の間で一度に30 kg以上の水銀等を運搬する場合、貯蔵に関する報告は必要ですか。

A.

この場合には、指針に基づく措置も国への定期報告も必要ありません。

Q.

運搬に伴い、積替え等により水銀等を一時的に保管する場合、貯蔵の指針に基づく措置をとる必要はありますか。また運搬に伴い、積替え等により一度に30 kg以上の水銀等を一時的に保管する場合、貯蔵に関する報告は必要ですか。

A.

一連の運搬作業の一部とみなせるような場合は、指針に基づく措置も法第22条に基づく国への定期報告も必要ありませんが、例えば、長期間にわたって積替えのために倉庫等に搬入して保管する場合や積替えを行った後の運搬先が定められていない状態で車両等に積載したままにしておく場合等は、指針に基づく措置も国への定期報告も必要になります。

Q.

水銀等の容器又は包装及び水銀等を貯蔵する場所に表示が必要となる「水銀等の名称」

とは何を指しているのでしょうか。

A.

以下の水銀等の種類を名称として表示することを原則としますが、これ以外に貯蔵に携わる者が水銀等であることを認識できる名称を表示することも認められます。なお、水銀等の名称とともに商品名（販売名）を表示することは差し支えありません。

- ・水銀
- ・塩化第一水銀
- ・酸化第二水銀
- ・硫酸第二水銀
- ・硝酸第二水銀
- ・硝酸第二水銀水和物
- ・硫化水銀

Q.

容器などへの「表示」はどのような方法で行えばよいのでしょうか。また、容器に入れた上で包装する場合、容器と包装のどちらに表示すればよいのでしょうか。

A.

貯蔵しているものが水銀等であることが一見して認識できるよう、文字の色・大きさ等により目立ちやすいものとしてください。また、表示場所については、通常の貯蔵状態で視認可能となるよう表示（例：容器に入れた上で包装する場合は、包装への表示）することが必要です。

Q.

他者に貯蔵を委託する際の情報提供はどのような情報についてどのような方法で行えばよいのでしょうか。

A.

委託の相手方において環境の汚染を防止するための取組が必要となるため、貯蔵を委託するものが法に基づく貯蔵の規制の対象となる水銀等であることについて、委託の相手方が確実に認識できるよう情報提供することが必要です。情報提供が不十分な場合、相手方で必要な取組が行われない可能性があるため、委託者が国から勧告を受ける可能性があります。そのため、具体的な方法については、文書により情報提供を行う（例：契約書に貯蔵の指針の遵守や貯蔵に関する報告義務等について記載）ことに加え、貯蔵を委託する物の容器・包装に水銀等である旨を表示することが考えられます。

Q.

飛散・流出してしまった場合はどのように対応すればよいのでしょうか。

A.

速やかに容器・包装からの飛散・流出を止める措置や飛散・流出した水銀等の回収等の応急措置をとることが考えられます。水銀等が飛散・流出してしまった場合、貯蔵の指針第1「水銀等の容器又は包装は、水銀等が飛散し、又は流出するおそれがないものとする。」を勘案し、法第21条第2項に基づく環境の汚染を防止するためにとるべき措置についての必要な勧告がなされる可能性があります。貯蔵の指針等に照らして対応に困る場合は事業所管省庁に御相談ください。

なお、別途、他法令に基づき措置をとる必要がある場合があります。

Q.

「その他水銀等の環境上適正な貯蔵のために実施した取組」とは何を指しているのでしょうか。

A.

貯蔵の指針のいずれの項にも基づいていないが水銀等の環境上適正な貯蔵のために実施した取組を指しています。例えば、社内研修における社員教育等が考えられます。

Q.

年度内に貯蔵した水銀等の量はどのような場合に 30 kg に達したことになり、報告が必要になるのですか。

A.

報告が必要となるのは、ある時点で、一事業所で現に貯蔵している水銀等の量が種類ごとに 30 kg に達した場合です。複数の水銀等を貯蔵している場合、これらの量が合計して 30 kg に達していても、貯蔵している水銀等のそれぞれについて 30 kg に達していなければ報告は必要ありません。

Q.

ポロシメータによる分析のために水銀を所持していますが、これは水銀等の貯蔵に当たりますか。

A.

ポロシメータによる分析に使用するため、当該装置への補充のために水銀を所持することは、水銀等の貯蔵に該当します。一方で、当該装置に補充された状態のものは水銀等の貯蔵には該当しません。また、ポロシメータによる分析に使用した後の水銀を廃棄のために一時的に保管することも水銀等の貯蔵には該当しません。なお、分析に使用した後の水銀は、廃棄物処理法にのっとって適正に処理してください。

■水銀含有再生資源の管理について

Q.

「水銀含有再生資源」への該当性はどのように判断すればよいのでしょうか。

A.

水銀等又はこれらを含む物のうち、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに規定する物(平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号)別表第3第27号に定める要件(※)に該当し、水銀の回収等の再生利用(有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書IVBに掲げる処分作業)が行われるもの(廃棄物処理法上の廃棄物を除く。)であって有用なものが「水銀含有再生資源」に該当します。

当該要件への該当性の判断に当たっては、成分分析を実施し、基準値を超過しているか否かを確認します。判断に迷う場合は、環境省環境保健部水銀対策推進室・経済産業省製造産業局化学物質管理課に御相談ください。

Q.

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに規定する物(平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号)別表第3第27号に規定される「重量パーセント」はどのように考えればよいのでしょうか。例えば、水銀スイッチが組み込まれている工作機械の場合、当該工作機械の重量に対する割合となるのでしょうか、水銀スイッチの重量に対する割合となるのでしょうか。

A.

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに規定する物(平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号)別表第3第27号に規定される「重量パーセント」は、対象となる物の性状に応じて、個別に判断がなされます。具体的な判断方法については、環境省・経済産業省に個別に御相談ください。

※要件

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに規定する物(平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号)別表第3第27号において、以下のとおり定められています。

- イ 水銀、安息香酸第二水銀、塩化エチル水銀、塩化第一水銀、塩化第二水銀、塩化第二水銀アンモニウム、塩化メチル水銀、オキシシアン化第二水銀、オレイン酸第二水銀、グルコン酸第二水銀、酢酸第二水銀、サリチル酸第一水銀、酸化第二水銀、シアン化第二水銀、シアン化第二水銀カリウム、ジエチル水銀、ジメチル水銀、臭化第二水銀、硝酸第一水銀、硝酸第二水銀、水酸化フェニル水銀、チオシアン酸第二水銀、砒ひ酸第二水銀、よう化第二水銀、よう化第二水銀カリウム、雷こう、硫化第二水銀、硫酸第一水銀又は硫酸第二水銀を0.1重量%以上含む物
- ロ 核酸水銀、酢酸第一水銀、酢酸フェニル水銀、硝酸フェニル水銀又はチメロサルを1重量%以上含む物
- ハ イ及びロに掲げる水銀化合物以外の水銀化合物を含む物
- ニ バーゼル条約附属書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの
 - (1) 固形状であって、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(総水銀又はアルキル水銀に係るものに限る。)に適合しない物

(2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物又歯アルキル水銀化合物に係るものに限る。）に該当する物

ホ ニに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの

(1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準（アルキル水銀化合物及び水銀又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準（水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物並びにアルキル水銀化合物に係るものに限る。）に適合しない物

【参考 1】 土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第 46 号）

別表

項目	環境上の条件	測定方法
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法

【参考 2】 水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号）

（有害物質を含むものとしての要件）

第六条の二 法第八条の環境省令で定める要件は、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする。

【参考 3】 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 5 号）

別表第三

	第一欄	第二欄
一	アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
	水銀又はその化合物	検液 1 リットルにつき水銀 0.0005mg 以下

【参考 4】 排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）（排水基準令）

別表第一

有害物質の種類	許容限度
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。

Q.

使用中の水銀使用製品を使用後にリサイクルしようと考えている場合、その使用中の水銀使用製品は「水銀含有再生資源」に該当しますか。

A.

使用中の場合は「水銀含有再生資源」には該当しません。

Q.

保管等を他者に委託する場合、その受託者に係る情報を定期報告書に記載する必要がありますか。

A.

保管等を委託する者が水銀含有再生資源管理者として、受託者に係る情報を法第 24 条に基づいて行う定期報告の報告書に記載することが必要です。受託者による環境上適正な保管等のための取組については、具体的に記載し、かつその実施状況を確認できる書類等の添付が必要となりますので、受託者から報告を受けてください。

Q.

保管等を委託し、受託者がその一部（全部）を他者に再委託する場合、その再委託を受ける者に係る情報を定期報告書に記載する必要がありますか。また、全部を再委託する場合には、受託者に係る情報は必要ですか。

A.

直接の受託者が委託を受けた保管等の一部（全部）を他者に再委託する場合、その再委託を受ける者に係る情報については法第 24 条に基づいて行う定期報告の報告書に記載する必要はありません。

また、全部を再委託する場合、受託者は保管等を行いませんので、保管・処分作業を行った事業所の名称・所在地、運搬の経路については定期報告書に記載する必要はありませんが、受託者の氏名等や受託者による再委託に当たっての情報提供等の取組等は記載する必要があります。

Q.

事業所の敷地内で水銀含有再生資源を移動させる場合、どのような措置をとればよいでしょうか。

A.

管理の指針に基づき、水銀含有再生資源が飛散し、又は流出するおそれのないように移動させてください。

Q.

運搬に伴い、積替え等により水銀含有再生資源を一時的に保管する場合や、処分作業に伴い、処分作業の前に水銀含有再生資源を一時的に保管する場合、管理の指針の保管に関する措置をとる必要がありますか。

A.

一連の運搬作業や処分作業の一部とみなせるような場合は、指針の保管に関する措置は必要ありませんが、例えば、長期間にわたって積替えのために倉庫等に搬入して保管する場合や積替えを行った後の運搬先が定められていない状態で車両等に積載したままにしておく場合、処分作業の前に長期にわたって倉庫等で保管する場合等は、指針の保管に関する措置も必要になります。なお、指針の保管に関する措置が必要ない場合であっても、指針の共通事項に関する措置やその措置の実施に関する国への定期報告は必要になります。

Q.

水銀含有再生資源が飛散し、又は流出しないようにするための措置として、どのような措置が考えられますか。

A.

水銀含有再生資源が飛散したり流出したりしないよう、水銀含有再生資源の種類・性状や事業所における取扱い実態に応じて必要な措置をとることが必要となります。例えば、以下の措置が考えられます。

- ・施設・設備について、密閉化や床面を不浸透性の材質とする等の必要な措置をとること
- ・運搬中に容器が落下・転倒等することのないよう車両等に積載すること
- ・運搬の容器や施設・設備を定期的に点検し、破損等があった場合には速やかに補修すること

Q.

水銀含有再生資源の容器及び保管場所への「表示」はどのような方法で行えばよいのでしょうか。

A.

水銀含有再生資源であることが一見して認識できるよう、文字の色・大きさ等により目立ちやすいものとしてください。

Q.

保管等を他者に委託（再委託）する場合や譲渡する場合の情報提供は、どのような情報についてどのような方法で行えばよいのでしょうか。

A.

- ・保管等を委託する場合

委託者である水銀含有再生資源管理者には、保管等を委託する水銀含有再生資源による環境の汚染を防止する責任があるため、保管等を委託するものが法上の水銀含有再生資源であること及び保管等に当たり必要な措置を委託の相手方が確実に認識できるよう情報提供することが必要です。管理に関する報告では、情報提供が行われたことを国が確認できる書類等を添付する必要があるため、また、情報提供が不十分な場合、委託の相手方で必要な取組が行われず、委託者である水銀含有再生資源管理者が国から勧告を受ける可能性があります。そのため、具体的な方法については、文書により情報提供を行う（例：契約書等に管理の指針と同等の措置としてその委託を受けた者が行うべき措置の内容について記載）ことに加え、保管等を委託又は譲渡する物の容器に水銀含有再生資源である旨を表示することが考えられます。

また、保管等の委託の相手方が再委託する場合についても、水銀含有再生資源管理者に水銀含有再生資源による環境の汚染を防止する責任があることから、水銀含有再生資源管理者は、委託の相手方に対し、再委託する場合には当該委託の相手方から再委託先に対しても同様の情報提供が必要であることについて、情報提供することが必要です。

- ・譲渡する場合

譲渡の相手方において環境の汚染を防止するための取組が必要となるため、譲渡するものが法に基づく管理の規制の対象となる水銀含有再生資源であることを相手方が確実に認識できるよう情報提供することが必要です。情報提供が不十分な場合、相手方で必要な取組が行われない可能性があるため、譲渡者が国から勧告を受ける可能性があります。そのため、具体的な方法については、文書により情報提供を行う（例：契約書等に管理の指針

の遵守や管理に関する報告義務等について記載) ことに加え、保管等を委託又は譲渡する物の容器に水銀含有再生資源である旨を表示することが考えられます。

Q.

飛散・流出してしまった場合はどのように対応すればよいでしょうか。

A.

速やかに容器からの飛散・流出を止める措置や飛散・流出した水銀含有再生資源の回収等の応急措置をとることが考えられます。水銀含有再生資源が飛散・流出してしまった場合、管理の指針第1「水銀含有再生資源が飛散し、又は流出しないようにすること。」を勘案し、法第23条第2項に基づく環境の汚染を防止するためにとるべき措置についての必要な勧告がなされる可能性があります。管理の指針等に照らして対応に困る場合は事業所管省庁に御相談ください。

Q.

「その他水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組」としてどのような取組が考えられますか。

A.

管理の指針のいずれの項にも基づいていないが水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組を指しています。例えば、社内研修における社員教育等が考えられます。

Q.

「水銀含有再生資源の環境上適正な保管、運搬又は処分作業のために受託者が実施した取組」としてどのような取組が考えられますか。

A.

管理の指針において、受託者は管理の指針に基づく措置と同等の措置を講ずることとされているため(管理の指針第1第3項)、当該措置が該当します。また、管理の指針のいずれの項にも規定されていないが水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組を行った場合には、当該取組も記載します。例えば、社内研修における社員教育等が考えられます。

Q.

水銀含有再生資源である非鉄金属製錬スラッジについて、水銀を回収する作業を精錬会社に委託して、水銀回収後のスラッジを再度引き取る場合、どのように報告すればよいですか。

A.

委託元は、水銀含有再生資源の管理の報告において、発生した当該スラッジの量を「②生じた量」に記載するとともに、精錬を委託した量を「⑤処分作業を行った量」に記載する必要があります。